年度	所属名	見積日	工事（委託）名	工事（委託）概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格（税込）	契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
5	西部水道浄化槽事務所	R5.6.5	杉本正子邸浄化槽設置工事	5人槽標準・放流ポンプ	1	R5.6.5	（株）中村環境	松阪市飯高町宮前1750	1,452,000	1,419,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とした。	無	
5	西部水道浄化槽事務所	R5.9.25	野呂幸義邸浄化槽設置工事	7人槽標準・放流ポンプ	1	R5.9.25	（株）中村環境	松阪市飯高町宮前1750	1,727,000	1,661,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とした。	無	
5	西部水道浄化槽事務所	R5.10.18	山本浩己邸浄化槽設置工事	5人槽標準・放流ポンプ	1	R5.10.18	川口住設	松阪市飯高町乙栗子835-1	1,518,000	1,474,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とした。	無	
5	西部水道浄化槽事務所	R5.12.11	宮園真介邸浄化槽設置工事	5人槽標準・放流ポンプ	1	R5.12.11	（株）中村環境	松阪市飯高町宮前1750	1,474,000	1,430,000	個人敷地への埋設工事であり、完成後は大部分が不可視となるが、これに対し、個人負担の接続工事が行われる。工事の性質上、瑕疵、不具合等の責任の所在が不明確となること、また、現地での作業工程や構造物の位置・高さ等、綿密な調整が必要となることから、個人側の工事との一貫した施工とするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とした。	無	